

遠野市汚水処理基本計画の一部見直しについて

【見直しの主な理由】

人口減少や少子高齢化、浄化センター設備の老朽化、終盤を迎える公共下水道管路工事等で汚水処理を取り巻く環境の変化により、当市の実情にあった計画の見直しが必要となった。

1 遠野市汚水処理基本計画の一部見直し

- (1) 公共下水道区域、農業集落排水整備済み地区を除く市全域を浄化槽設置による整備で汚水処理を進める。
- (2) 農業集落排水整備事業計画4地区を浄化槽設置整備事業に切り替える。

2 新設浄化槽整備助成事業とその内容

説明会での意見要望等を踏まえ次のとおりとした。

※ 7人槽を例とする。

事業名	対象地区	事業要件	補助内容と補助金額
特定地域浄化槽整備事業	公共下水道区域を除く地区	<ul style="list-style-type: none">事業戸数：概ね20戸程度事業単位：行政区及び隣接行政区地区内同意率：80%以上水洗化率：75%以上設置期間（事業期間）：3～5年間に設置すること。	<ul style="list-style-type: none">浄化槽設置費用110.4万円のうち90.4万円を補助（自己負担額20万円）排水管工事費用5千円/m敷地外から放流先50mまで1.5万円/年/基の維持管理費用を5年間助成
集団型浄化槽整備事業	公共下水道区域を除く地区	2戸以上を事業実施の最小戸数として、段階的に補助金を助成	<ul style="list-style-type: none">2戸～3戸まで73万円を77万円（4万円増）4戸～5戸まで73万円を79万円（6万円増）上限は20戸以上73万円を87万円（14万円増）

費用負担の軽減

市独自の補助制度の活用と拡充

- ・快適住マイル応援制度の拡充（10万円を20万円）
- ・配水設備工事資金融資制度の拡充（償還5年を10年）

3 その他

- (1) 排水設備等工事資金融資制度の利子補給の更なる期間延長。（5年間で10年間）
- (2) 公共下水道区域内の水路等の悪臭対策のため、家庭雑排水の下水道への接続を促進する。

4 今後の対応

平成24年3月下旬以降に市民周知（市ホームページ、遠野テレビ、業者周知等による。）